

SFC ディスカッションペーパー
SFC-DP 2012-006

中国の軍令と軍事専門職業化

— 軍隊の指揮命令に関する規定 —

土屋貴裕

SFC 研究所上席所員（訪問）

防衛大学校総合安全保障研究科後期課程特別研究員

tsuchiya@sfc.keio.ac.jp

2012年11月

中国の軍令と軍事専門職業化¹

—軍隊の指揮命令に関する規定—

China's Military Command and Professionalization

—Regulation about the Command and Order—

SFC 研究所上席所員（訪問）

防衛大学校総合安全保障研究科後期課程特別研究員

土屋 貴裕

章立て

[はじめに](#)

[I 専門職業化と客体的文民統制](#)

[1 政軍関係理論による先行研究](#)

[2 共産主義体制下の専門職業化](#)

[3 中国への政軍関係理論の適用](#)

[II 党の領導と軍隊の専門職業化](#)

[1 革命化、近代化、正規化建設](#)

[2 軍中党組織と主体的文民統制](#)

[3 軍中党委員会制度の規定整備](#)

[III 軍隊の指揮命令に関する規定](#)

[1 中国の軍令面の統制と司令部](#)

[2 人民解放軍司令部条例の変遷](#)

[3 軍司令部工作条例の体系整備](#)

[おわりに](#)

[参考文献](#)

¹ 本論文は、慶應義塾大学東アジア研究所現代中国研究センター2012年度合宿（神奈川県・パレスホテル箱根、2012年9月1日）において報告した論文を基にしたものである。

はじめに

非民主主義国家において、政治体制の維持もしくは移行を決定づけるのは武装力である軍隊である。それゆえ、政治と軍部との関係において、文民が軍部を統制（文民統制）できているか否かが重要な鍵を握っている²。政軍関係の理論では、文民統制の形態は「主体的文民統制」と「客体的文民統制」の2つに分けられる³。とりわけ後者は、軍事専門職業化によって統制の客体である軍の総体的権力を極小化するかが議論の焦点とされてきた⁴。

非民主主義国家、とりわけ共産主義体制、あるいは社会主義国家における軍の統帥権は、「党の軍に対する絶対領導」が原則として憲法によって規定されている。これは、イデオロギーや制度による主体的文民統制である。主体的文民統制は、軍事専門職業化した将校団が存在しないことを前提としている。そのため、軍事専門職業化による客体的文民統制を進めると、軍隊の自律化が進み、党から離反する可能性があると考えられてきた⁵。

翻って、非民主主義国家であり、共産主義体制下の中華人民共和国（以下「中国」）の場合、軍の統帥権は一貫して中国共産党（以下「党」）にある。これは、「党指揮槍」、「党の軍に対する絶対領導」の原則に基づく主体的文民統制である。他方、社会主義の軍隊である中国は政治委員と司令員による「両長制」が存在する。この軍内部における政党と軍部との関係を巡って、両者の間に緊張関係が存在する可能性が数多く指摘されてきた。

それでは、統帥権（党の軍に対する絶対領導）は何によって担保されているのか。中国軍の政治委員と司令員については、それぞれが所属する軍中党組織と軍令機関（軍隊委員会と司令部）と同組織における人員の役割として、建国以前（1929年12月の古田会議）から、一貫して規定されてきた⁶。そこで、本研究では、制度的アプローチとして、軍隊委員会と司令部に関する規定とその変遷を明らかにすることを目的とする。

以下、第1に、政軍関係理論における「軍事専門職業化」をめぐる議論を整理し、軍令と客体的文民統制について理論的考察を行う。第2に、中国における軍中党組織制度および政治委員制度に関する規定を分析することで、組織的に党の軍に対する絶対領導が末端まで貫徹されていることを確認する。第3に、軍令機関に関する規定を分析することで、

² 「文民統制 (civilian control of military)」とは、文民 (civilian) による軍部 (military) の統制を指す。

³ ハンチントン (Samuel Phillips Huntington) は、「政軍関係」 (civil-military relations) において、「文民統制」を「主体的文民統制」と「客体的文民統制」に分類している。「主体的文民統制 (subjective civilian control)」とは、統制の主体である政治 (文民) の力を軍隊に対して相対的に極大化することで、軍の政治介入を阻止しようとするものである。他方、「客体的文民統制 (objective civilian control)」とは、軍事専門職業主義を極大化することにより、軍人が軍事のみに専念することで、政治に介入することを阻止しようとするものである。詳しくは、Huntington, Samuel P., *The Soldier and the State: The Theory and Politics of Civil-Military Relations*, Cambridge: Harvard University Press, 1985, pp.80-83.を参照。また、政軍関係理論の代表的な研究については、村井友秀「政軍関係—シビリアン・コントロール」防衛大学校安全保障学研究会編『安全保障学入門』第7章（亜紀書房、1998年）、174-190頁、および河野仁「政軍関係論—シビリアン・コントロール」防衛大学校安全保障学研究会編著『安全保障学入門（新訂第4版）』（亜紀書房、2009年）、161-179頁、および三宅正樹『政軍関係研究』（芦書房、2001年）などを参照。

⁴ 「軍事専門職業化」 (professionalization) とは、軍人を軍事のみに特化、専念させることを指す。

⁵ しかし、この説には反論があり結論は定位されていない。詳しくは次節参照。

⁶ 1929年12月の古田会議により、中国共産党の軍隊内における各級委員会の同級司令部に対する領導関係が確定した。「加强司令部的建设，充分发挥司令部的作用（1963年1月18日）」『叶剑英军事文选』（北京：解放军出版社、1997年）、530-540頁などを参照。

中国における軍の統制は主体的文民統制に基づいていることを明らかにする。

I 専門職業化と客体的文民統制

1 政軍関係理論による先行研究

政軍関係理論における専門職業主義化をすすめると文民統制はどのように変化するのであろうか。まずは、古典的かつ代表的な専門職業化をめぐる政軍関係理論を整理しておきたい。そもそも、組織が専門性を有することによって自律的な組織となる現象は軍隊に限ったことではない。この専門性を有する組織が政治的に中立性を保つか、あるいはその専門性から政治に介入するかを巡って議論が分かれてきた。

この軍事専門職業化について、ハンチントン⁷は、軍隊組織も他の組織と同様に専門知識を有し、その専門領域で活動することで、政治的中立を保つようになると考えた。他方、文民も軍に対して軍事領域における自律性を尊重することで、文民と軍部とが分業するようになると考えた。このことから、ハンチントンは客体的文民統制が最善の策であると主張したのであった。しかし、これまでに多くの論者がこの説に疑問を呈している。

たとえば、ジャノヴィッツ (Morris Janowitz) は、文民と軍人の思想や視点を共通化させることで統制が効くと考え、政軍が一致する主体的文民統制の優位性を説いた⁷。他方、ファイナー (S.E. Finer) は、軍隊は常に政治介入を動機づけられており、党益よりも公共の利益や国益を重視するようになると考えた⁸。また、パールマター (Amos Perlmutter) は、軍の団体性によって政治介入があり得る「衛兵主義 (praetorianism)」を説いた。

こうした政軍関係理論では、ジャノヴィッツやファイナー、パールマターらが主張するように、軍の専門職業化を進めれば、党の利益よりも国家の利益を優先することとなり、国益を優先することが軍の権益を拡大し、近代化を促進させることに繋がる可能性があることを示唆している。この場合、軍は政治的には外からの脅威を強調し、対外拡張路線を主張する。この主張が党と齟齬をきたした場合、党は軍に対する統制を失いかねない。

それでは、非民主主義体制、特に共産主義体制における党軍関係についても、ジャノヴィッツやファイナー、パールマターらの理論を適用して考えることが可能であろうか。これらの理論は、党の軍隊が国家の視点から政治介入することがあり得るという考えが前提にあり、国益の方が党益よりも上位概念に位置している。しかし、党が国家を領導する体制では、軍が「国家化」しても政治介入は起こらないのではないだろうか。

2 共産主義体制下の専門職業化

共産主義体制下の軍事専門職業化は、党と軍との関係にいかなる影響を及ぼすのであろうか。「社会主義の軍隊」は、主体的文民統制が担保される限り、国家を領導している党の

⁷ Janowitz, M., *The military in the Political development of new nations: an essay in comparative analysis*, Chicago: University of Chicago Press, 1964., and Janowitz, M., *The professional soldier a social and Political Portrait*, New York: Free Press, 1971.

⁸ Finer, S.E., *The Man on Horseback: the Role of the Military in Politics*, New Brunswick: Transaction Publishers, 2002.

統制を受けることとなる⁹。このことから、共産主義体制下においては、党は軍に対して主体的文民統制を行っており、軍事専門職業化による客体的文民統制は、国家を領導する党の主体的文民統制を補完する役割を果たすものとして考えられよう。

これまでに、政軍関係の理論を権威主義体制や共産主義体制、あるいはそれらの体制にある各国を事例として用いた先行研究は少なくなく、特に冷戦期に多く存在している。しかし、ほとんどの研究は、対称脅威としての国家と国家内の体制アクターとして党軍関係を捉えている。そのため、レーニン主義的党国体制における党・政・軍の上下関係や包摂関係を説明できていない。

たとえば、パールマターとレオグランデ (William M. Leo Grande) は、共産主義体制における党軍関係を、「連合的」(Coalitional)「共生的」(Symbiotic)、「融合的」(Fused)なものとして分類している¹⁰。こうした表現はシャンボー (David Shambaugh) などの研究にも見られる¹¹。これらの研究は、権威主義体制における党国体制と軍との関係を「領導 - 被領導」の関係として捉えておらず、また、国家を超える概念としての党を想定していない。

共産主義体制下にある中国の党軍関係を事例とした研究もこれまで多くの研究が存在している¹²。たとえば、ヨッフエ (Ellis Joffe) は、軍事専門職業化による客体的文民統制を指摘した¹³。この議論を進めて、スコベル (Andrew Scobell) は、中国の党軍関係を「国家化」へと進展していると捉えている¹⁴。他方で、キセリクゼニック (Michael Kiselycznyk) とサンダース (Phillip C. Saunders) は政治将校の果たす役割を評価している¹⁵。

⁹ 「社会主義の軍隊」の歴史的変遷と特徴などについては、川島 (1990) を参照。

¹⁰ Amos Perlmutter and William M. LeoGrande, "The Party in Uniform: Toward a Theory of Civil-Military Relations in Communist Political Systems," *The American Political Science Review*, Vol.76, No.4, December 1982, pp.778-789. 同論文では、ソ連の党軍関係を「連合的」、中国を「共生的」、キューバを「融合的」と分類しており、党と軍との関係は連合よりも共生、共生よりも融合の方がより一体となって機能するという。

¹¹ シャンボーは、こうした党軍関係を「必要性の婚姻関係」や「共生的」な関係であると説明している。David Shambaugh, "China's Military in Transition: Politics, Professionalism, Procurement and Power Projection," *The China Quarterly*, No.146, June 1996, pp. 272, and David Shambaugh, "Civil-Military Relations," in David Shambaugh, *Modernizing China's Military: Progress, Problems, and Prospects*, California: University of California Press, 2002b, pp.16, 32.

¹² 先駆的研究としては、チェン (1966) やジティン (1967)、ゴッドウィン (1976、1978) などが挙げられる。Cheng, J. C. ed., *The politics of the Chinese Red Army*, Stanford, California: Stanford University Press, 1966, Gittings, J., *The role of the Chinese army*, London: Oxford University Press, 1967, Godwin, P. H. B., "The PLA and political control in China's provinces: a structural analysis," *Comparative Politics*, No.9, 1976, pp.1-20, and ———, Godwin, P. H. B., "Professionalism and politics in the Chinese armed forces," in D. R. Herspring and I. Volgyes, *Civil-military relations in communist systems*, Boulder, Colorado: Westview Press, 1978.

¹³ Ellis Joffe, *Party and Army: Professionalism and Political Control in the Chinese Officer Corps, 1949-1964*, Cambridge, Massachusetts: Harvard East Asian Monographs, 1967, ———, "Party-Army Relations in China: Retrospect and Prospect," *The China Quarterly*, No.146, June 1996, pp. 299-314, and ———, "The Military and China's New Politics: Trends and Counter-Trends," in James C. Mulvenon, Richard H. Yang, *The People's Liberation Army in the Information Age*, RAND Corporation, 1999, pp.22-47.

¹⁴ Andrew Scobell, "China's Evolving Civil-Military Relations: Creeping Guojiahua," in Nan Li ed, *Chinese Civil-Military Relations: The Transformation of the people's Liberation Army*, New York: Routledge, 2006, pp.25-39.

¹⁵ Michael Kiselycznyk and Phillip C. Saunders, *Civil-Military Relations in China: Assessing the PLA's Role in Elite Politics*, National Defense University Press, Washington, D.C., August 2010.

実際には、「党指揮槍」の原則が貫徹されていれば、政治介入は起こらない。非民主主義、特に共産主義体制下の軍隊は、主体的文民統制が堅持されている限り、国家よりも上位概念の権力である党の統制を受けるからである。この場合、軍事専門職業化による客体的文民統制は主体的文民統制を補完するものとなる。それゆえ、共産主義体制下の党軍関係に、国民国家における政軍関係論を援用することは、論理的帰結を見誤るのではないだろうか。

3 中国への政軍関係理論の適用

たとえば、滝口（2000）は、「党軍の性格を維持することは、この変化の側面を拘束し、軍が政治に中立的な立場に立つ傾向を阻害することにならざるを得ない」と分析する。そして、「プロフェッショナリズムの理論は、軍が近代化されることとともなって、その任務が一部の政治権力者の利益を守ることを目的とするのではなく、国家全体のナショナリズムの防衛を目的とするように変化していくことを前提としている」という¹⁶。

しかし、党は、軍が政治的に中立的な立場に立つことを志向しておらず、あくまで「党の軍に対する絶対領導」を堅持してきた。この点に関して、従来の政軍関係理論では、共産主義思想に基づくプロレタリア独裁という、レーニン主義型党国体制を主従関係のある「領導—被領導」として捉えてはこなかった。そのため、中国における党・政・軍の関係を誤って捉えてしまい、解釈・結論が実像とかけ離れてしまう。

つまり、滝口のように政軍関係理論を援用した分析の問題は、軍の専門職業化を強調するあまり、「党政分離のコンテクストの下に、軍は国家が指揮するとの常識が定着しつつあった」としている点にある。このように、従来の先行研究では、「党の軍に対する絶対領導」を強調する一方で、軍の専門職業化を進めているという現実を説明しきれていない。これは、政軍関係について「社会主義の軍隊」を分けて考えていないことに起因している。

このように、共産主義体制下にある中国の党軍関係に対して、政軍関係理論をそのまま援用するのは不適切であろう。たとえば、中国では、「現代化」、「正規化」と「革命化」とを矛盾しない概念として並列している。他方、「現代化」や「正規化」による軍事専門職業化は、非共産主義体制における「国軍化」とも異なる¹⁷。あくまでも、「革命の軍隊」として政治化（革命化）しようとしているのであり、脱政治化しようとはしていないのである¹⁸。

それでは、なぜ中国では「革命化」と「現代化」、「正規化」の概念は矛盾しないと考えられているのであろうか。非民主主義、特に共産主義体制下の軍隊は、「党の軍に対する絶

¹⁶ 滝口太郎「党軍関係と中央統制の物理的基礎」天児慧編『現代中国の構造変動 4 政治—中央と地方の構図』（東京大学出版会、2000年）、301-302頁。

¹⁷ 安田淳「中国の党軍関係に関する一考察—党の軍隊に対する絶対的指導と軍の役割をめぐって（ポスト冷戦の政軍関係とシベリアン・コントロール）」『新防衛論集』第24巻第1号（1996年6月）1-19頁。なお、軍事専門職業化を明確に謳った軍事改革はなされていない。対応する概念として、「現代化」、「正規化」が挙げられることが多い。たとえば、Amy Chang, John Dotson, "Indigenous Weapons Development in China's Military Modernization", *U.S. - China Economic and Security Review Commission Staff Research Report*, April 5, 2012, p.27, 39.
<<http://www.uscc.gov/researchpapers/2012/China-Indigenous-Military-Developments-Final-Draft-03-April2012.pdf>>

¹⁸ 「革命の軍隊」として「政治化」するため、対義語としては「非政治化」あるいは「非党化」などの用語が挙げられる。また、中国では、軍の三大任務として、戦闘任務以外に、政治工作を行い、生産任務として生産経営活動が行われてきた。

対領導」が憲法で規定されており、主体的文民統制が堅持されている限り、国家よりも上位概念の権力である党の統制を受ける。それゆえ、専門職業化は主体的文民統制を補完するものとなり、いわゆる「国軍化」にならないのではないか。

II 党の領導と軍隊の専門職業化

1 革命化、近代化、正規化建設

中国共産党第16期中央委員会第4次全体会議および中央軍事委員会拡大会議にて、中央軍事委員会主席の座は江沢民から胡錦濤へと移譲された。この会議の席上、江沢民が「軍隊の革命化、近代化、正規化建設に大量の心血を傾注した」ことを称えると共に、「中共中央軍事委員会構成員の調整充実に関する4中全会の決定」がなされ、参加者一同は、胡錦濤の主席就任を「軍隊の革命化、近代化、正規化建設に役立つと一致して認めた」という¹⁹。

それでは、ここに示されている「軍隊の革命化、近代化、正規化建設」という表現が持つ意味とは何であろうか。この「三化」は、それぞれ異なる意味を持つものであると考えられる。「革命化」は、元来は非正規軍による革命行為を肯定する意味で用いられていたが、軍隊内における革命党たる共産党の組織建設による党の軍隊化、すなわち「党軍」化を指す語として用いられている。

他方、「近代化」は、部隊の近代化建設、軍隊の機械化・ハイテク化（とそれに伴う人員削減）を指しており、装備、指揮命令系統、訓練様式など様々な面における近代軍としての能力向上を指している。また、「正規化」は、統一の規範、ルールを指す語であり、軍政法制による規律強化、規範化、あるいは国防法制化を意味している²⁰。

特に、1982年以降は国防法制化が進められた。「革命化、現代化、正規化」という「三化」は、1982年の「憲法改修草案」第28条で初めて盛り込まれた。無論、建国以来、3つの言葉はそれぞれの意味を持って個別に存在していたが、これらの概念を、対立する概念ではなく、矛盾しないものとして併記したのが、1982年の「憲法改修草案」であった。

つまり、軍隊における「党」と「軍」と「国家」それぞれの機能を強化しようということであると解釈できよう。胡錦濤自身、この中央軍事委員会拡大会議や4中全会の翌週に行われた全軍司令部建設会議において、この「軍隊の革命化、現代化、正規化建設」を「全面的に推進する」ことを繰り返し強調した²¹。このように、鄧小平以降、元々は矛盾する概念であった「革命化」と「現代化」、「正規化」が矛盾しないと考えられるようになった。

¹⁹ 「全軍和武警部隊广大官兵赞扬江泽民同志的卓越功勋 坚决拥护以胡锦涛同志为主席的新的中央军委」『人民日報』（2004年9月23日）

²⁰ なお、「正規化」は異なる文脈で用いられていることもある。たとえば、毛沢東は、「中国革命戦争の戦略問題」（1936年12月）や「抗日遊撃戦争の戦略問題」（1938年5月）の中で、「遊撃戦」の対立概念として「正規戦」を用いている。なお、毛沢東は「無規律、無政府的傾向に反対」する一方で、「正規化を必要以上に重視する集中主義」をも批判している。これは、軍を分散させる「遊撃戦」に対して、集中させる「正規化」がもたらす戦略上の自由度が低下することを指している。

²¹ 「江泽民胡锦涛出席中央军委扩大会议并发表重要讲话」『人民日報』（2004年9月21日）、および「胡锦涛在会见全军司令部建设会议代表时强调 深入学习贯彻党的十六届四中全会和军委扩大会议精神全面推进军队革命化现代化正规化建设」『人民日報』（2004年9月30日）。

2 軍中党組織と主体的文民統制

このような中国の概念に対して、現実には軍事専門職業化によって、党軍派（政治委員）と国軍派（専門職業軍人）との間に緊張関係、ないしは対立関係が生じてきたのではないかと、ということがこれまで多くの研究で指摘されてきた。たとえば、武田（2001）は、「80年代半ば以降の党軍関係に直結した問題は、軍事専門職業化による政治委員の地位の低下と軍事指揮官の地位の向上であった」という²²。

しかし、前述の通り「現代化」、「正規化」は「国家化」ではない。むしろ、党は「非党化」、「非政治化」、「党政分離」の文脈での「党軍分離」を牽制してきた。また、「社会主義の軍隊」の最たる特徴は、「党の軍に対する絶対領導」を担保するために、党組織を末端まで「細胞化」することにある。軍隊内の党組織を廃止したわけでもないのに、「軍は国家が指揮する」ということは1980年代以降の中国においても「常識」ではあり得ない。

この軍隊内の党組織、すなわち軍中党委員会制度および政治委員制度は、建国以降、「中国人民解放军政治工作条例」によって規定されてきた²³。最新の政治工作条例（2010）でも軍中党組織について、団（連隊）および団（連隊）以上の部隊相当の単位には党委員会を設置すること、營（大隊）および營（大隊）相当の単位には基層委員会、連（中隊）および連（中隊）相当の単位には党支部を設置することが規定されている²⁴。

また、同条例では、政治委員制度について、団（連隊）および団以上の部隊相当の単位には政治委員、營（大隊）および營以上の部隊相当の単位には政治教導員、連（中隊）および連以上の部隊相当の単位には政治指導員を配置することが規定されている²⁵。このことから、軍隊組織の末端まで、政治将校が細胞のように張り巡らされており、それらが建国以来、条例によって規定され、組織化、制度化されてきている。

この「正規化」の「核心」である「条例化」は、制度面における統制である²⁶。すなわち、条例化は軍事専門職業化を進めるためだけでなく、党軍に関する規定によって革命化を進めることにもなる。このことから、「正規化」という制度による統制も、「革命化」というイデオロギーによる統制も、共に統制の主体である党の権力を総体的に極大化する主体的文民統制の手段であり、両者が矛盾せず追求可能されていると考えられる。

²² 武田康裕『民主化の比較政治』（ミネルヴァ書房、2001年）、123頁。また、滝口（2000）は、1980年代には「党政分離のコンテキストの下に、軍は国家が指揮するとの常識が定着しつつあった」としている。滝口、前掲論文、282頁。

²³ この点については、川島弘三『中国党軍関係の研究』上巻（慶應通信、1988年）、および同『社会主義の軍隊』（講談社、1990年）、148-153頁に詳しい。

²⁴ 政治工作条例（2010）第8条。軍は軍隊系統と党の地方委員会の二重領導を受ける。これに加えて、旅（旅団）以上の部隊・単位には、政治部を設置することが規定されている。政治工作条例（2010）第10条。近年、また、党支部（中国共産党軍隊支部）については、2005年12月に独立した条例が制定された。「《中国共产党军队支部工作条例》颁发」新華ネット、2005年12月11日

<http://news.xinhuanet.com/politics/2005-12/11/content_3905847.htm>、および「中国共产党军队支部工作条例（全文）」中国軍ネット、2006年6月12日

<http://www.chinamil.com.cn/site1/ztpd/2006-06/12/content_497731.htm>参照。

²⁵ 政治工作条例（2010）第9条。

²⁶ 「正規化的核心は条例化」『解放軍報』（1990年3月23日）。

3 軍中党委員会制度の規定整備

それでは、軍中党組織とその活動を党はどのように規定しているのでしょうか。前述の通り、現在、軍内に存在している上位の軍中党組織は「中国共産党軍隊委員会」である²⁷。また、この組織と活動を規定する軍事法規は、「中国共産党軍隊委員会工作条例」である²⁸。同条例は、2004年5月に「試案」の形で制定され、2011年2月に改訂された²⁹。2004年の「試案」制定当時、小島朋之（2004）は以下のように紹介している。

「5月9日までに中央軍事委員会は江沢民主席の承認を経て、『中国共産党軍隊委員会工作条例（試案）』が正式に公布された³⁰。『解放軍報』紙によれば、この条例は解放軍の党委員会工作进行規定した『はじめて』の法規である」³¹。また、軍隊委員会工作条例は「『“三個代表”重要思想を十分に體現し、十六全大会報告と党規約の中の新思想、新要求、新規範を體現し、江主席が領導する軍隊党の建設の実践と理論的成果を體現している』という³²。

それゆえ、『解放軍報』紙の社説も、「条例は『全編にわたって“三個代表”重要思想というこの主線を貫き』、『“三個代表”重要思想は党の建設を全面的に推進する科学的指南で、軍隊の党委工作进行強化・改善する強大な思想と理論の武器である。“三個代表”重要思想を党委工作进行統括する“魂”と“カナメ”としてのみ、党委工作进行成果を測定する根本的な基準としてのみ、《党委工作条例》を真に実行を徹底できる』と強調するのである」³³。

このように、軍隊委員会条例は、近年、政治工作条例から独立して制定されたが、その際、党の領導者の重要思想に基づく軍中党組織建設を行うことが規定されてきていることがわかる。この党委員会制度について、防衛研究所（2012）では、以下のように指摘されている。「軍事的合理性よりも『党の軍に対する絶対指導』の確保という政治原則を優先させている党委員会制度は、有事における迅速な意思決定の阻害要因となる可能性もある」³⁴。

ただし、この点に関しては、司令部および党委員会として、軍令・軍政機関は分けられているが、川島（1990）によれば、平時は党委員会の方が上位に位置づけられているとい

²⁷ たとえば、軍区、副軍区、軍、師、旅相当の単位における司令部、政治部、後勤（連勤）部、装備部にはそれぞれ党委員会が設置されている。これは政治工作条例（2010）第29条でも規定されている。

²⁸ 略称は「党委工作条例」。

²⁹ 「新修訂的《中国共産党軍隊委員会工作条例》頒布」『解放軍報』（2012年2月12日）。

³⁰ 「経中央軍委主席江沢民批准《党委工作条例》正式頒發」『解放軍報』（2004年5月10日）。

³¹ 小島朋之「政権の胡錦濤色が一層明確に」『東亜』445号（2004年7月）、48頁。実際のところ、この条例が制定されたのは「はじめて」ではなく、正確には「政工条例」からの独立であり、1963年版の「政工条例」には同条例が既に含まれている。

³² 小島、同上、同頁。また、「条例は、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論とともに、『“三個代表”重要思想』を『指導（導き手）』思想と規定し、『江沢民の国防と軍隊建設の思想を真剣に貫徹しなければならない』ことも『明確に規定している』という。

³³ 小島、同上、同頁、および「社論：規範と加強軍隊党委工作的基本法規」『解放軍報』（2004年5月10日）。

³⁴ なお、「この弊害を取り除くための措置として、①党委員会による決定後、軍令業務に関しては軍事指揮官の責任において組織・実行し、政治工作業務に関しては政治委員の責任において組織・実行するという首長分工制度を徹底する、②政治将校に対する軍事学習を強化し、軍業務、指揮技能、政策法規、緊急状況下の政治工作などを熟知させ、軍事指揮官と共に戦略計画、統合運用指揮、緊急処置対応を遂行できる能力を高める、③指揮の手順を簡素化し、通常の規則を打破し、臨機応変に対応することで、部隊が戦機を逃さないようにする、などの対応が人民解放軍や中国の軍事専門家の間で検討されている。こうした検討が進めば、党委員会制度の実質が将来的に変容していく可能性もある」とみられている。防衛省防衛研究所編『中国安全保障レポート2011』（防衛省防衛研究所、2012年）、32頁。

う³⁵。このように、党の軍に対する絶対領導の原則は、軍中党組織によって担保されており、建国以来、一貫している。それでは、統帥権に基づき、実際に軍の指揮官の指揮命令すなわち軍令はどのように末端まで貫徹されるのであろうか。

Ⅲ 軍隊の指揮命令に関する規定

1 中国の軍令面の統制と司令部

軍の各部隊において軍令面を司る軍令実施機関は司令部である³⁶。司令部は参謀部とも称され、政治部、後勤部の軍事工作に対して、指導、督促、および検査を行い、かつ公勤保障工作进行を指導する機関である。このことは、各部における軍事工作も司令部を通じて実施されることを意味している。この司令部による軍令に関する工作进行を規定している軍事法規は、「中国人民解放军司令部条例」（以下、「司令部条例」）である。

1996年版の司令部条例によれば、司令部の基本的な職能は、首長が決断を下した決定を保障するものであり、首長の決断を実現することにある（第3条）。司令部は、首長の領導の下、部隊の戦備、軍事訓練、行政管理、武器装備建設、動員準備、国防後備力建設、軍事科学研究などに対して統一した領導を実施し、作戦および暴動の防止、被災者の緊急救助などの軍事行動に対して集中した指揮を実施する（第4条）。

各級司令部は、「必ず毛沢東軍事思想、鄧小平新時期軍隊建設思想を以って指導し、党の軍隊に対する絶対領導の根本原則を貫徹し、党の路線、方針、政策、および軍事戦略方針を執行し、政治的合格、軍事的厳正、優良な作風、厳正な規律、有力な全要求の保証に照らして、自身の建設を強化し、党委員会の決議と首長の命令、指示を堅持・執行し、厳格さを持って軍を治めることを堅持し、高度な警戒を保持し、現代的技術、特にハイテク条件下の局地戦争に打ち勝ち、突発事件に対処する、組織的な指揮能力の向上に努めること」と定められている（第5条）。

総参謀部は、中央軍事委員会の軍事工作機関であり、全国の武装力の軍事工作領導機関であり、軍の総司令部として規定されている（第8条）。また、海軍、空軍、第2砲兵司令部、以下、各軍区司令部、合成軍隊・集団軍・師団・旅団司令部、省軍区・軍分区および予備役師団司令部など、各級に司令部が設けられている³⁷。この司令部を通じて、軍令における「党の軍に対する絶対領導」の根本原則が末端まで貫徹される仕組みとなっている。

また、2000年には、「中国人民解放军司令部建設綱要」が中央軍事委員会の批准を経て、江沢民主席により初めて制定、公布された³⁸。この綱要は、全8章35条からなり、「主として全軍の司令部建設に共通する問題を規範化し、各級各級の司令部建設に普遍的な規律を集中的に反映して、司令部建設の世紀に跨る発展の目標、原則、任務と要求を更に明確に

³⁵ 川島（1990）、178-180頁。

³⁶ 『解放軍報』紙では、司令部は「軍事工作の領導機関および首長の指導機関であり、軍隊の指揮中枢」と定義されている。「建設高素质高效能军事领导机关」『解放军报』（2008年7月22日）。

³⁷ 人民解放軍は陸軍を主体とする軍隊であり、総参謀部が陸軍司令部を兼ねている。他方、海軍、空軍、第二砲兵の司令部はいずれも陸軍から派生して編制されている。

³⁸ 「江沢民主席签署命令《中国人民解放军司令部建设纲要》颁布施行」『人民日报』（2000年2月24日）。
<<http://www.people.com.cn/GB/channel1/10/20000703/127332.html>>

する」ものであるという³⁹。

同綱要は、2008年7月に改訂されており、「各級の司令機関は思想政治建設を各項建設の首位に位置付け、司令部建設の正確な方向を確保することを終始堅持しなければならない」としている⁴⁰。この改訂により、軍の司令部建設の指導思想、目標任務、および施行措置要求が改めて明確化された。すなわち、2008年版綱要は、党が軍の司令部建設においても、党の指導思想に基づく政治建設を最優先させるべきであることを明確に示している。

以上のように、軍中党組織と司令部との関係は、司令部条例第5条の規定によって軍中党組織の優位性が規定されていることが明らかとなった。このことから、軍隊の正規化過程において、党は軍令面での統制に関して、軍司令部を通じて末端まで貫徹することを明確に規定していることが見て取れる。つまり、主体的文民統制が末端まで貫徹されていることが明らかとなったと言えよう。

2 人民解放軍司令部条例の変遷

上述の司令部条例は、1938年に初めて制定された⁴¹。その後、1977年、1983年、1996年、2006年と改訂されてきた。冒頭で引用した1996年版の司令部条例は、1996年11月5日に江沢民中央軍事委員会主席が署名・命令し、中央軍事委員会が公布したものであり、全13章95条からなる⁴²。同条例は、さらに2006年3月4日に改正公布、同年4月1日に施行され、現在に至っている⁴³。

2012年現在で、最新の条例である2006年版の司令部条例は、前述の1996年版にも記載のあった「突発（性）事件の組織的な対応と処置」（原語は「組織指揮処置突発事件」）が、同年1月に公布された「国家公共突発事態総合緊急対応策」に対応して、独立章として新たに設けられたほか、2つの章を削除し、2つの章の順序を調整して、全12章90条からなるという⁴⁴。

³⁹ 王文清、任燕軍「我军第一部司令部建设纲要颁发施行」『解放军报』（2000年2月23日）。

⁴⁰ 「经中央军委主席胡锦涛批准 新修订的《中国人民解放军司令部建设纲要》颁发」『解放军报』（2008年7月22日）。

⁴¹ ただし、1938年版は八路軍の司令部条例として制定されたものであり、1940年3月25日に総部が『八路軍軍政雑誌』第2巻第3期の紙上で、「八路軍各級司令部（軍、師、旅、団）暂行工作条例（草案）」として公布した。同条例は、司令部の任務、司令部の組織、司令部の各種工作制度の分業および建立を明確に規定したものであったという。「第三部分：运筹帷幄的左权」人民ネット、2009年2月4日 <<http://book.people.com.cn/GB/69399/107422/144782/8746465.html>>、および「加强司令部的建设，充分发挥司令部的作用（1963年1月18日）」『叶剑英军事文选』（北京：解放军出版社、1997年）、530-540頁。

⁴² 顾伯良、张东文「颁布《中国人民解放军司令部条例》」『解放军报』（1996年11月8日）。

⁴³ 「发布中国人民解放军司令部条例」『解放军报』（2006年3月20日）。

⁴⁴ 「突発（性）事件」とは、2006年1月に公布された「国家公共突発事態総合緊急対応策」では、「突然発生し、深刻な人員の死傷、財産の損失、生態環境の破壊、および深刻な社会的危害をもたらし、またはもたらすおそれがあり、公共の安全に危害が及ぶ緊急の事件」と定義されている。「国家突発公共事件总体应急预案」『人民日报』（2006年1月9日）。また、ほぼ同様の定義として、「中華人民共和国突発（性）事件対応法」では、「突然発生し、重大な社会的危害をもたらし、またはもたらすおそれがあり、及び応急処置をとり対応する必要がある自然災害、事故災害、公衆衛生事件及び社会の安全に関する事件」（第3条）であると定義されている。同法は、2007年8月30日に公布、同年11月1日に施行された。なお、同法の日本語訳は、宮尾恵美「中国における大規模自然災害への対応—突発事件対応法と応急対策計画を中心に—」『外国の立法』251（国立国会図書館調査及び立法考査局、2012年3月）、227-238

具体的には、各章は、(1) 司令部工作の指導思想・基本要求、司令部の位置・職責・基本任務などを記した総則、(2) 参謀長および(3) 総参謀部の地位・権力・職責、(4) 司令部と参謀部の人員の基本職責、(5) 司令部の内部および対外関係、(6) 軍事建設の組織、(7) 指揮作戦の組織、(8) 指揮所の組織、(9) 指揮の自動化システムの組織、(10) 工作制度、(11) 突発性事件処理の指揮組織、(12) 作戦文書の様式などで構成されている。

また、新司令部条例の主な改訂点としては、(1) 「三個代表」重要思想を堅持し、胡錦濤主席の提唱する「科学的発展観」が党の重要思想として加えられたほか、(2) 「高素質、高機能の軍事指導機関の建設要求」に照らして、司令部の能力建設を強化する旨を規定するとともに、(3) 情報化条件下における司令部工作の目標および要求内容等を明確に規定したことなどであるという⁴⁵。

毎日新聞など日本のメディアは、この2006年版の司令部条例に、党の重要思想として「科学的発展観」が加えられたことを以って、「軍での胡主席の基盤固めが進みつつあると言える」と評している⁴⁶。こうした見方は、少なくとも党による軍令面での軍の統制が規定されており、それが次節に示す通り、工作条例として軍組織の末端まで貫徹されていることに鑑みれば、概ね正しいと考えられる。

表1 司令部工作関連年表

年月日	司令部工作関連年表
1939年	八路軍、新四軍参謀工作会議開催
1940年3月25日	「八路軍各級司令部(軍、師、旅、団)暫行工作条例(草案)」(1938年)頒布
1940年	「健全な司令部に関する組織と工作」を十八集团軍総司令部と総政治部が合同発布
1952年7月	毛沢東主席指示
1958年7月	軍事委員会拡大会議にて司令部工作の強化に関する専門決議を採択
1977年3月	華国鋒主席指示
1977年6月	「合成軍隊野戦司令部工作軍師団(試行本)」ほか公布
1983年12月	「中国人民解放軍司令部工作条例」公布
1996年11月	「中国人民解放軍司令部工作条例」ほか改訂・公布
1997年6月	6つの司令部工作条例公布
2000年2月	「中国人民解放軍司令部建設綱要」制定
2006年3月4日	「新司令部条例」公布
2006年4月1日	「新司令部条例」施行
2008年7月	「中国人民解放軍司令部建設綱要」改訂
2009年12月1日	9つの「子本」司令部工作条例公布

出典：各条例および『解放軍報』などを基に筆者作成。

3 軍司令部工作条例の体系整備

こうした司令部工作および司令部建設を規定しているのが、「中国人民解放軍司令部工作条例」(以下、「司令部工作条例」)である。司令部工作条例は、中央軍事委員会の批准を経て、楊得志参謀総長が命令し、1983年12月28日に総参謀部が全軍に頒布・執行したもの

頁<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487064_po_02510009.pdf?contentNo=1>参照。

⁴⁵ 「胡锦涛签署发布《中国人民解放军司令部条例》」新華ネット、2006年3月19日
<http://news.xinhuanet.com/politics/2006-03/19/content_4318189.htm>

⁴⁶ 「中国：胡锦涛政權初の『司令部条例』公布」『毎日新聞』(2006年3月21日)。

である⁴⁷。この条例は「軍の司令部建設における重大事であるのみならず、軍の革命化、近代化、正規化建設を強化する重要事である」とされている⁴⁸。

これは、司令部の性質、使命、職責、制度、および主要工作の内容をより全面的かつ系統的に規定し、現代条件下の司令部工作の基本的な規律を反映したものであり、軍の各級司令部が工作を行う際必ず遵守しなければならない根拠となるものであるという。1996年11月には、この1983年版の司令部工作条例を基礎として、1996年版の司令部条例と共に、軍区、合成軍隊集団軍師旅団、省軍区軍分区予備役師団の3つの工作条例が頒布された。

また、1997年6月には、(1) 中国人民解放軍後勤司令部工作条例、(2) 中国人民解放軍国防科学工業委員会司令部工作条例、(3) 中国人民解放軍海軍司令部工作条例、(4) 中国人民解放軍空軍司令部工作条例、(5) 中国人民解放軍第二砲兵司令部工作条例、(6) 中国人民の武装警察隊司令部工作条例の6つの工作条例が新たに追加制定された⁴⁹。

以上の9つの工作条例を基とし、2008年版の司令部条例を「母本」として、2009年12月1日に改訂・再編成が施され、9つの「子本」と称する条例が公布・施行された⁵⁰。これは、「軍司令部の活動と法体系が情報化の下で形成されたことを象徴して」おり、「全軍の各級各種の司令部を規範的かつ主体的に網羅したものであり、従来41に分かれていた「子本」も9つに整理され、大幅に縮小されたという⁵¹。

このように、軍令面の統制は、軍事工作法規によって建国以来規定されてきており、特に1983年以降、鄧小平によって正規化の「核心」である条例化が進められてきたことが明らかであろう。このことから、中国における軍の統制は、軍令面においても制度やイデオロギーなど「文民」たる党の権力を極大化し、それを末端まで貫徹する形で機能している「主体的文民統制」であると言えよう。

おわりに

これまで、政軍関係の理論では、軍事専門職業主義を進めることで、客体的文民統制が強化されるという説を巡って議論が分かれてきたが、それは、国家（政府）の上位概念として（前衛）党が存在する政治体制における党軍関係を想定しておらず、軍事専門職業主義が軍隊の「国家化」をもたらすか否かという議論に転化してきた。

本研究では、現代中国において、「革命化」と「現代化」、「正規化」が矛盾なく併存して

⁴⁷ 何正文「建设具有中国特色的人民军队司令部」『解放军报』（1984年12月2日）。

⁴⁸ 同上。

⁴⁹ 张东文「颁布六部司令部工作条例」『解放军报』（1997年6月24日）。

⁵⁰ 具体的には、(1) 中国人民解放軍軍区（戦区）司令部工作条例、(2) 中国人民解放軍陸軍集團軍和兵種專業部隊司令部工作条例、(3) 中国人民解放軍省軍区軍分区予備役部隊司令部工作条例、(4) 中国人民解放軍海軍司令部工作条例、(5) 中国人民解放軍空軍司令部工作条例、(6) 中国人民解放軍第二砲兵司令部工作条例、(7) 中国人民解放軍後勤司令部工作条例、(8) 中国人民解放軍裝備司令部工作条例、(9) 中国人民の武装警察隊司令部工作条例の9つの条例が制定された。中央军委主席胡锦涛签署命令 发布中国人民解放军新一代司令部条例“子本”『解放军报』（2009年12月3日）、および「总参谋部发出通知要求全军部队 认真学习贯彻新一代司令部条例“子本”」『解放军报』（2009年12月4日）。

⁵¹ 陈舟「2009年中国军事报告 军队建设稳步前行」『瞭望』2009年52期、38-39頁。

<<http://www.cnki.com.cn/Article/CJFDTotal-LWZZ200952027.htm>> 日本語訳については、「09年軍事報告:自主知財所有の裝備、10年前の16倍增」中国ネット日本語版、2010年1月2日 <http://japanese.china.org.cn/politics/txt/2010-01/02/content_19168490.htm> を参照。

いる点に着目し、中国における軍の統制を軍令面、特に軍隊委員会と司令部に関する規定とその変遷から明らかにした。分析の結果、中国では、軍令面においても、「党の軍に対する絶対領導」が貫徹されており、党は軍に対して「客体的文民統制」を進める一方で、「主体的文民統制」を強めていることが明らかとなった。

具体的には、中国における軍中党組織制度および政治委員制度に関する規定を分析することで、組織および制度面で党の軍に対する絶対領導が末端まで貫徹されていることを確認した。また、司令部工作条例によって「正規化」することで、軍令面での統制はイデオロギーや制度による主体的文民統制を前提とすることが明らかとなった。主体的文民統制を前提とした客体的文民統制は、文民統制の強化に繋がり、離反に結び付くものではない。

他方、末端、基層レベルにおいては、軍令系統のみしか存在しない。そのため、「党の重要思想を堅持」は単なる枕詞にすぎないと言われるが、政治委員がいなくても司令部系統で党の重要思想を末端まで貫徹することが規定されている、と解釈できる。また、末端においても地方の党委員会の指示を受けるため、軍令においても党の思想が貫徹されていると言える。それでは、如何なる場合でも軍は党から離反することはないのであろうか。

近年、中国の国家主義、対外拡張的な傾向は顕著になってきており、国際社会の耳目を集めている。こうした傾向について、シャンプー (David Shambaugh) は、「習近平氏は、軍部を抑制できるだろうか。軍部はこの何年間にわたり、懸念される傾向を示しており、中国の近隣諸国を挑発する行動を取る一方、党による文民支配から独立して行動しているように見える」と述べ、「党の軍に対する絶対領導」に疑問を呈している⁵²。

本研究は、中国の党軍関係について、組織と条例に焦点を当てて、理論および制度的アプローチを試みたものであり、非民主主義国家、特に共産主義体制下の党軍関係についても示唆を与え得るものと考えられる。他方で、上記のように、制度化が形成されているにもかかわらず、文民統制に疑問が生じる事態が生じているのは、制度と運用との間にギャップが存在するからかもしれない。この点に、本研究の限界性があるものと考えられる。

参考文献

日本語

川島弘三『中国党軍関係の研究』上巻（慶應通信、1988年）

川島弘三『社会主義の軍隊』（講談社、1990年）

河野仁「政軍関係論——シベリアン・コントロール」防衛大学校安全保障学研究会編著『安全保障学入門（新訂第4版）』（亜紀書房、2009年）、161-179頁。

小島朋之「政権の胡錦濤色が一層明確に」『東亜』445号（2004年7月）、46-51頁。

滝口太郎「党軍関係と中央統制の物理的基礎」天兒慧編『現代中国の構造変動 4 政治—中央と地方の構図』（東京大学出版会、2000年）、275-304頁。

防衛省防衛研究所編『中国安全保障レポート 2011』（防衛省防衛研究所、2012年）

⁵² David Shambaugh, "Ten Questions for China's Heir Presumptive," *The New York Times*, February 10, 2012.

<<http://www.nytimes.com/2012/02/11/opinion/ten-questions-for-chinas-heir-presumptive.html>>

宮尾恵美「中国における大規模自然災害への対応—突発事件対応法と応急対策計画を中心に」『外国の立法』251（国立国会図書館調査及び立法考査局、2012年3月）、227-238頁。
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487064_po_02510009.pdf?contentNo=1>
三宅正樹『政軍関係研究』（芦書房、2001年）
村井友秀「政軍関係—シビリアン・コントロール」防衛大学校安全保障学研究会編『安全保障学入門』第7章（亜紀書房、1998年）、174-190頁
安田淳「中国の党軍関係に関する一考察——党の軍隊に対する絶対的指導と軍の役割をめぐって（ポスト冷戦の政軍関係とシビリアン・コントロール）」『新防衛論集』第24巻第1号（1996年6月）1-19頁。

英語

Amos Perlmutter, *The Military and Politics in Modern Times: on Professionals, and revolutionary soldiers*, New Haven: Yale University Press, 1977.

Amos Perlmutter, William M. LeoGrande, “The Party in Uniform: Toward a Theory of Civil-Military Relations in Communist Political Systems,” *The American Political Science Review*, Vol.76, No.4, December 1982, , pp.778-789.

Amy Chang, John Dotson, “Indigenous Weapons Development in China’s Military Modernization,” *U.S.-China Economic and Security Review Commission Staff Research Report*, April 5, 2012.

<<http://www.uscc.gov/researchpapers/2012/China-Indigenous-Military-Developments-Final-Draft-03-April2012.pdf>>

Andrew Scobell, “China’s Evolving Civil-Military Relations: Creeping Guojiahua,” in Nan Li ed, *Chinese Civil-Military Relations: The Transformation of the people’s Liberation Army*, New York: Routledge, 2006, pp.25-39.

Cheng, J. C. ed., *The politics of the Chinese Red Army*, Stanford, California: Stanford University Press, 1966.

Connor Forman, “An Outlook on PRC Party-Army Relations,” *Global Security Studies*, Fall 2011, Volume2, Issue4, 2011.

<<http://globalsecuritystudies.com/FINAL%20Forman%20China.pdf>>

David Shambaugh, “China’s Military in Transition: Politics, Professionalism, Procurement and Power Projection,” *The China Quarterly*, No.146, June 1996, pp.265-298.

David Shambaugh, “Civil-Military Relations in China: Party-Army or National Military?,” *Copenhagen Journal of Asian Studies*16, 2002a, pp.10-29.

David Shambaugh, “Civil-Military Relations,” in David Shambaugh, *Modernizing China’s Military: Progress, Problems, and Prospects*, California: University of California Press, 2002b, pp.11-55.

David Shambaugh, “Ten Questions for China’s Heir Presumptive,” *The New York Times*,

February 10, 2012.

<<http://www.nytimes.com/2012/02/11/opinion/ten-questions-for-chinas-heir-presumptive.html>>

Dongmin Lee, "Chinese Civil-Military Relations, The Divestiture of People's Liberation Army Business Holdings", *Armed Forces & Society*, Volume 32 Number 3, April 2006.

<<http://afs.sagepub.com/content/32/3/437.full.pdf>>

Ellis Joffe, *Party and Army: Professionalism and Political Control in the Chinese Officer Corps, 1949-1964*, Cambridge, Massachusetts: Harvard East Asian Monographs, 1967.

———, "Party-Army Relations in China: Retrospect and Prospect," *The China Quarterly*, No. 146, June 1996, pp. 299-314.

———, "The Military and China's New Politics: Trends and Counter-Trends," in James C. Mulvenon, Richard H. Yang, *The People's Liberation Army in the Information Age*, RAND Corporation, 1999, pp. 22-47.

<http://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/conf_proceedings/CF145/CF145.chap3.pdf>

Finer, S.E., *The Man on Horseback: the Role of the Military in Politics*, New Brunswick: Transaction Publishers, 2002.

Gittings, J., *The role of the Chinese army*, London: Oxford University Press, 1967.

Godwin, P. H. B., "The PLA and political control in China's provinces: a structural analysis," *Comparative Politics* 9: 1-20, 1976.

———, "Professionalism and politics in the Chinese armed forces," in D. R. Herspring and I. Volgyes, *Civil-military relations in communist systems*, Boulder, Colorado: Westview Press, 1978.

Huntington, Samuel P., *The Soldier and the State : The Theory and Politics of Civil-Military Relations*, Cambridge: Harvard University Press, 1985.

James C. Mulvenon, *Professionalization of the Senior Chinese Officer Corps: Trends and Implications*, RAND Corporation, 1997.

<http://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/monograph_reports/2006/MR901.pdf>

Janowitz, M., *The military in the Political development of new nations: an essay in comparative analysis*, Chicago: University of Chicago Press, 1964.

Janowitz, M., *The professional soldier a social and Political Portrait*, New York: Free Press, 1971.

Michael Kiselycznyk and Phillip C. Saunders, *Civil-Military Relations in China: Assessing the PLA's Role in Elite Politics*, National Defense University Press, Washington, D.C., August 2010.

<<http://www.ndu.edu/press/lib/pdf/china-perspectives/ChinaPerspectives-2.pdf>>

Thomas J. Bickford, "A Retrospective on the Study of Chinese Civil-Military Relations Since 1979: What Have We Learned? Where Do We Go?," in James C. Mulvenon,

Andrew N. D. Yang ed. , *Seeking Truth From Facts: A Retrospective on Chinese Military Studies in the Post-Mao Era*, RAND Corporation, pp.1-39.

<http://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/conf_proceedings/2007/CF160.pdf>

中国語

陈勇编『中国军事百科全书（第二版）学科分册 司令部工作』（北京：中国大百科全书出版社、2008年）

『叶剑英军事文选』（北京：解放军出版社、1997年）

陈舟「2009年中国军事报告 军队建设稳步前行」『瞭望』2009年52期、38-39頁

<<http://www.cnki.com.cn/Article/CJFDTOTAL-LWZZ200952027.htm>>

『人民日报』

『解放军报』

『每日新聞』

人民ネット<<http://www.people.com.cn/>>

中国ネット日本語版<<http://japanese.china.org.cn/>>

中国軍ネット<<http://www.chinamil.com.cn/>>